

令和7年度富山県電子処方箋の活用・普及促進事業費補助金
よくある質問Q & A

(R7. 11. 19版)

No.	質 問	回 答
1	県の補助金の対象となる経費を教えてください。	・ 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が実施する保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）による補助金と対象経費は同じであり、電子処方箋導入のための既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る経費を対象とします。 ・ 事業区分は以下3つに分かれ、それぞれで補助上限が異なります。 (1) 電子処方箋管理サービスを初期導入 (2) 既に電子処方箋管理サービスを導入している施設が新機能を導入 (3) 電子処方箋管理サービスを初期導入と新機能を同時に導入
2	電子処方箋の新機能とは何ですか？	「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた以下5つの機能を指します。 (1) リフィル処方箋 (2) 口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧 (3) マイナンバーカード署名 (4) 処方箋ID検索 (5) 調剤結果ID検索 この5つ以外の機能に係る導入経費は補助対象外となります。
3	電子処方箋管理サービス導入後に生じるランニングコスト（修理費用を含む）は、県の補助金の対象になりますか？	導入後に生じるランニングコスト（修理費用を含む）は補助対象外となります。
4	令和7年度以前に実施した電子処方箋導入は県の補助金の対象になりますか？	令和7年9月30日までに電子処方箋管理サービスの導入が完了し、申請時点で支払基金の補助金の交付決定を受けていれば（No. 14に記載の補助金等交付決定通知書の交付を受けていれば）、県の補助金の対象になります。
5	県の補助金について、支払基金の補助金が交付されれば、自動的に交付されるものですか？それとも、改めて県に申請する必要がありますか？	支払基金の補助金と県の補助金は別の制度となるため、改めて県へ補助金交付申請が必要となります。
6	支払基金の補助金と重複して申請可能ですか？	重複して交付を受けることができます。 県の補助金は、支払基金の補助金の交付決定を受けていることが交付要件の一つとなっており、支払基金の補助金の交付決定後に申請いただくものです。
7	支払基金の補助金申請では施設ごとだけでなく、事業者一括申請を行うことができましたが、県の補助金も一括申請を行うことができますか？	県の補助金では一括申請を行うことはできませんので、保険医療機関や保険薬局の施設ごとに申請してください。
8	初期導入と新機能の導入を別に行った場合、県への申請はそれぞれ行ってよいですか？	それぞれ別に県の補助金を申請することができます。 なお、同時に申請することはできませんので、申請区分「①初期導入」「②新機能導入」ごとに申請してください。
9	大規模病院は病床数が200床以上の病院とのことですが、病床数とは許可病床数のことですか？	電子処方箋管理サービスに関連する補助金の場合は、病床数とは許可病床数を指します。
10	県の補助金の振込先口座の指定はありますか？	原則として、補助金の申請者名義の口座としてください。口座名義が申請者（開設者）の氏名と異なる場合は、委任状を提出してください。
11	支払基金から交付された補助金等交付決定通知書や支払基金に提出した「総事業費を証する書類」を紛失した場合は、どのように申請したらよいですか？	医療機関向け総合ポータルサイトにログインすることにより、支払基金の補助金等に関する書類がダウンロードできます。
12	支払基金に対して電子処方箋管理サービスに関連する補助金の申請を行っていますが、未だ補助金交付決定通知書が届きません。県の補助金の申請期限に間に合わないため、添付書類がそろわない状態で、県の補助金を申請することは可能ですか？	県の補助金の補助交付要件として、支払基金の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた施設である必要があります。県の補助金に申請する時点で添付書類がそろっていない場合は、申請することはできません。補助交付要件を満たさない場合は、不交付決定となり、補助金は交付されません。
13	県の補助金の交付を受けた後に、何か必要な手続きはありますか？	・ 今後、県が実施する電子処方箋活用状況に関する調査に協力をお願いします。 ・ 事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに県に報告することと定めています。
14	支払基金の補助金等交付決定通知書とは何ですか？	社会保険診療報酬支払基金理事長が発行した以下の書類です（注意：令和7年9月までの導入分の交付決定通知書であること）。 ・ 電子処方箋管理サービスの導入に必要な端末の購入等に係る補助金交付決定通知書 ・ 電子処方箋管理サービスの導入に必要な端末の購入等に係る補助金交付決定通知書（初期導入のみ） ・ 電子処方箋管理サービスの導入に必要な端末の購入等に係る補助金交付決定通知書（初期導入と新機能の同時導入） ・ 電子処方箋管理サービスの新機能の導入に必要なシステム改修等に係る助成金交付決定通知書
15	支払基金の補助金申請では事業者一括申請を行ったため、複数の施設をまとめた領収書を添付しましたが、県の補助金申請では事業者一括申請を行うことができないため、どのような資料を添付すればよいですか？また、申請書に記載する事業費は、どのように記載すればよいですか？	支払基金の補助金において事業者一括申請を行った場合、1施設ごとに補助額を算定の上、一括申請者に1施設ごとに作成した交付決定通知書が発行されています。県の補助金申請においては、1施設ごとの補助額算定の基となった事業費を記載するとともに、国の補助金申請に添付した資料の写しを提出してください。
16	いつまでに電子処方箋を導入する必要がありますか？	電子処方箋の導入には期限はありませんが、県の補助金の申請には、令和7年9月30日までに、電子処方箋を導入し、申請時点で支払基金の補助金の交付決定を受けている必要があります。 システム事業者への連絡から電子処方箋の運用開始までに数か月、支払基金の補助金の申請から交付決定を受けるまで1～2か月かかる場合もあると聞いているため、早めの対応をお願いいたします。 県の補助金の申請締切後は、申請を受け付けられませんのでご注意ください。
17	県へ申請後、どのくらいで補助金が交付されますか？	申請書の記載内容や添付書類の確認を行い、不備がない場合は、遅くとも翌々月末までに、申請者へ交付決定及び額の確定通知書を送付し、申請書に記載の振込先へ補助金を振り込む予定としております。

18	なぜ、支払基金から補助金等の交付決定を受けていないと対象にならないのですか？	今回の県の補助金は、国の「医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）」を活用したものであり、国の補助金の交付要綱において、県の補助金の交付対象は、「電子処方箋管理サービスの導入費用について支払基金から補助金の交付決定を受けた施設に限る」とされているところ です。
19	県から交付される補助金の額の目安を教えてください。	以下のとおりです。 ・病院、診療所、薬局（大型チェーン薬局以外）は、支払基金の補助金等交付決定通知書に記載された補助金等の決定額の概ね 1／2 ・大型チェーン薬局は、同補助金等の決定額と同額
20	電子処方箋対応施設である旨の周知が、県の補助金の交付要件となっていますが、ポスター等の広報資材は県から提供されますか？	広報資材について、県から提供することはありません。 なお、当該ポスターを紛失等している場合は、厚生労働省ホームページに、電子処方箋の対応施設の周知ポスター及びリーフレットの電子データが掲載されていますので、これらを利用することができます。
21	電子処方箋対応施設であることを医療情報ネットで公表するとありますが、何をすればよいですか？	医療機能情報提供制度、薬局機能情報提供制度における「医療情報ネット（ナビイ）」において、医療機関は「電子処方箋の発行の可否」が「可能」、薬局は「電子処方箋の受付の可否」が「可能」と掲載されるよう、G-MISで随時報告により対応してください。